

平成 23 年度「東京都地域訓練協議会」開催概要

1 日時

平成 23 年 7 月 19 日 (火) 9 : 3 0 ~ 1 0 : 4 5

2 開催場所

九段第三合同庁舎 11 階会議室 3-1

3 議題

- (1) 求職者支援法の概要について
- (2) 平成 23 年度における基金訓練の実施計画について
- (3) 平成 23 年度における公共職業訓練の実施計画について
- (4) 平成 23 年度における東京都地域職業訓練実施計画の策定について

4 議事経過

資料に沿って委員及び関係機関職員より説明が行われた後、質疑・意見交換が行われた。主な意見・応答は以下のとおり。

- 平成 22 年度の基金訓練の状況として、就職率 68.5%とあるが、その後の定着率、正規・非正規の割合はどのようになっているか。
- 就職後の定着率については報告対象でないことから報告を求めている。就職時の雇用形態は手元に資料を用意していないが、6割~7割が非正規と思われる。
- 教育訓練機関としても、例えば専門学校では安定的な就職を目指し、2年間の期間をかけている中、基金訓練は3ヶ月から6ヶ月と短期間であること、受講者もほとんど正規に雇用されたことがない方や、しかるべき学歴があっても機会に恵まれなかった方などが多く、どの程度就職へのサポートが出来るのか悩んだ上で実施して来た。
また、訓練を実施する事業の評価を就職率だけを重視することとなれば、例えば20代と50代後半の方が面接に来た場合、就職の機会を広げたいということからは、50代後半の方を受講させたいと思っても、20代の方を選ぶことになり、就職率という一点で評価を行うことは難しいと思う。
東京都が行う公共訓練の施設内訓練、委託訓練と同じ基準で評価されるのであれば、同じ訓練が3つできるだけであるので、求職者支援訓練が、今までの基金訓練の精神を受け継ぐものとして、実施する側にも受講する側にも伝わるような形でお願いしたい。
- 利用する側からとして、利用者の選定要件が厳しくなり、枠も小さくなっているように感じる。入口のところ、利用したい人にあまり制限が加わらなければよいと考えている。

ハローワークの支援計画を作成する際に、やる気の判断もあるが、訓練が開始されてからやる気ができる方もいると思う。長期失業者やフリーターに対して全体的な事前のフォローが必要であり、策定計画がその障害にならないで欲しい。また、実施機関に対する制限も厳しくなったと感じる。

- 貴重な意見をいただいた。

考える方向性は同じであり、入口を狭めずに、良い訓練機関に関してはどんどん育てて欲しい。その辺を踏まえ、現場の意見を聞きながら制度を組み立てていきたい。

制度が効果的に運用できるようにご協力を願いたい。

- 上記の意見をいただき、平成23年度に東京都地域職業訓練実施計画については賛同を得た。

「東京都地域訓練協議会」構成員名簿

	所 属	役 職	氏 名	備考
有識者	神奈川大学	特別招聘教授	桐 村 晋 次	
産業界	東京経営者協会	常務理事	和 栗 安 広	
	東京都中小企業団体中央会	専務理事	堀 内 忠	
	東京商工会議所	常務理事	岡 部 義 裕	
	東京都商工会連合会	事務局長	吉 澤 実	
労働者 団体	日本労働組合総連合会 東京都連合会	副事務局長 労働局長	傳 田 雄 二	
教育関 係機関 等	独立行政法人 雇用・能力開発 機構東京センター	所 長	齋 藤 英 見	
	東京都職業能力開発協会	常務理事	齋 藤 進	
	社団法人 東京都専修学校 各種学校協会	事務局長	有 我 明 則	
	社団法人 全国産業人 能力開発団体連合会	株式会社 二チイ学館 新宿支店支店長	堀 繁 子	
東京都	東京都教育庁	指導部高等学校教育指導課 主任指導主事	藤 井 大 輔	
	東京都産業労働局	雇用就業部長	日 請 哲 男	
		雇用就業部 能力開発課長	大 石 義 勝	
国の 機関	東京労働局	東京労働局長	山 田 亮	
		職業安定部長	清 野 博 之	
		職業安定部職業安定課長	長 崎 誠	